平成２４年（フ）第２８６号
東京都府中市西原町４丁目29番地の19
破産者　渡辺　賢一
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２６号
岐阜県高山市花里町４丁目10番地13　コーポ310Ｂ号、商業登記簿上の本店所在地岐阜県高山市一之宮町3483番地
破産者　株式会社ステージ・ワン
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第２８１号
岡山県笠岡市北木島町3970番地
破産者　有限会社三秋
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第６７号
佐賀県伊万里市山代町久原3156番地４
破産者　久保田知恵子
1　決定年月日　平成24年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第２９５６号
福岡県糸島市前原南１丁目５番63―205号、開始決定時の住所福岡市東区水谷３丁目17番７号
破産者　杉野　勝人
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５７５号
沖縄県那覇市おもろまち４丁目21番７号　クオリティハイムアクア203
破産者　木村　正明
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５１号
釧路市住吉１丁目10番11号
破産者　鈴木　正憲
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２４２号
埼玉県越谷市大字上間久里411番地２、破産開始決定時の住所埼玉県越谷市大字下間久里554番地７
破産者　中山　哲夫
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１３６号
兵庫県姫路市飾磨区妻鹿1827かもめ荘305、住民票上の住所兵庫県姫路市網干区田井160番地９
破産者　綿野　博保
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５６号
兵庫県たつの市揖西町竹原83番地２
破産者　打浪　裕明
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第３３８号
広島市中区鶴見町11番８―206号
破産者　つるがこと　瀧下　　誠
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９号
長崎県松浦市今福町北免2009番地672
破産者　副島　美一
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２４年（フ）第３３号
福島県二本松市表２丁目855番地８　レオパレスニュー・ジョイ106号
破産者　渡邉　健二
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第４８号
福島市置賜町８番19号清水ビル
破産者　石田　　滋
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第７３号
福島県西白河郡西郷村大字鶴生字太田１番地５、前住所埼玉県志木市下宗岡３丁目１番１号
破産者　犬飼三智男
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第３３号
千葉県旭市泉川1570番地
破産者　遠藤　　晃
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第２７号
岐阜県高山市花里町４丁目10番地13　コーポ310Ｂ号
破産者　岩佐　雅彦
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第１１１号
静岡市清水区山原320番地の15　アイリス102号
破産者　川崎　豊海
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８２号
岡山県浅口郡里庄町大字浜中93番地109
破産者　河田　卓也
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係